

◇◇助成金要望にあたっての留意事項◇◇

1. 直接的に飲食費や遊戯費等のみに充てられているものは、対象外となります。(参加者が負担すべき懇親経費と判断されるもの等)
2. 施設の運営費等、執行者によって確保されるべき経費については基本的に対象外となりますが、特に事情がある場合は相談してください。
3. 要望書中、網掛けがされている項目は、助成が適当でない経費となっていますが、特に事情がある場合は、あらかじめ相談してください。
4. 収支の内訳については、次年度予算編成時に大きく変動しないよう(10%を超えて下回る場合)留意してください。
5. 要望書中、事業名については、市民からの目線で“だれがどのように使う”のかを解りやすく、イメージしやすい事業名を記入してください。
6. 今回受付する要望事業は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施されるものです。

※助成金は、年度毎の要望件数や内容、財源の状況を考案し審査決定をしており、例年要望されている団体においては、助成額の変動または助成打ち切りとなる場合がありますので、あらかじめご理解願います。